



慶應義塾大学ビジネス・スクール

連結財務諸表概説

5

会社がいくつかの子会社を所有して、事業を営んでいる場合、親会社の財務諸表だけで、事業の経営成績および財政状態を適切に判断することはできない。その企業集団に属する会社の財務諸表を結合して観察することが必要となる。

わが国では、昭和40年代のはじめに親会社が子会社を利用して巨額の粉飾を行った事件を契機として、かような企業集団に係る投資情報の開示を制度化して投資者の保護に資するため、大蔵省企業会計審議会が大蔵大臣の諮問（昭和40年3月および同46年6月）に対して、昭和42年5月「連結財務諸表に関する意見書」、同50年6月「連結財務諸表原則」（以下「原則」という）および「連結財務諸表注解」（以下「注解」という）を答申し、わが国の会社が証券取引法にもとづいて提出する連結財務諸者の作成基準を示した。これを承けて大蔵大臣は、証券取引法の規定により提出される財務諸表のうち「連結財務諸表の用語、様式および作成方法に関する規則」（以下「規則」という）を発令した（大蔵省令第28号昭和51年10月30日）。

10

15

ゆえに、連結財務諸表によって企業集団の財務情報を解釈しようとする者は、その作成のルールである上記の「規則」および「原則」を知悉していなければならないが、これは会計の専門家以外の人々にとっては容易なことではない。

20

このノートは、個別財務諸表およびその分析方法について一通りの知識を持つ読者を対象に、財務情報の利用者の立場から、所与の連結財務諸表を通じて企業集団の経営成績および財政状態を観察、分析するのに必要な基本的知識を上記の「規則」および「原則」にもとづいて解説したものである。

連結財務諸表は、支配従属関係にある2以上の会社からなる企業集団を単一の組織体とみなして、親会社が当該企業集団の財政状態および経営成績を総合的に報告するために作成するものである（連結財務諸表原則第一）。

25

親会社とは、他の会社に対する議決権の過半数を実質的に所有している会社をいい（財務諸表規則第8条3項）、**子会社**とは、当該「他の会社」をいう。親会社および子会社または、子会社が他の会社における議決権の過半数を実質的に所有している場合における当該「他の会社」もまた子会社とみなす（原則第三の一の2、規則第8条4項）。

30

以下では、親会社および連結範囲に含まれる子会社（「連結子会社」）のいずれか1社を指す場合「連結会社」という。

議決権の過半数を実質的に所有するとは、議決権のある株式の所有の名義が会社以外の者（例えば役員）となっても、会社が自己の計算で所有している場合には、当該会社が実質的に所有するという（注解3）。

35

この「概説」は慶應義塾大学教授 高橋吉之助が執筆した。（昭和60年2月改訂）。

連結の範囲

親会社はそのすべての子会社を連結の範囲に含めなければならないが、わが国の現行の法規では、次の会社に該当する子会社は連結の範囲に含めない（規則第5条）。

1. 親会社との間に有効な支配従属関係が存在しないため、親会社と組織の一体性を欠く会社（例えば更生会社、整理会社）
2. 継続企業と認められない会社（例えば破産会社、清算会社、特別清算会社）
3. 親会社および子会社はその議決権の過半数を一時的に所有していると認められる会社。これは直前連結会計年度末において所有する議決権が $50/100$ 以下であり、かつ翌連結会計年度以降その所有する議決権が相当の期間にわたって $50/100$ 以下となることが確実に予定されている場合の子会社をいう（連結財務諸表規則取扱要領第八）。
4. 連結の範囲に含めると、親会社の利害関係人の判断を誤らせるおそれがあると認められる会社。ただしその営む事業の種類、内容等が親会社または他の連結子会社と著しく異なるという理由だけでは、その子会社を連結の範囲から除外することはできない（規則取扱要領第九）。

上記に該当しない子会社が連結の範囲に含めるべき子会社となる。ただし、その資産、売上高等からみて、連結の範囲から除いてもその企業集団の財政状態および経営成績についての合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しい子会社は、連結の範囲から除くことができる（規則第5条2項）。

連結貸借対照表

連結貸借対照表は、親会社および子会社の個別貸借対照表における資産、負債および資本の金額を基礎とし、連結会社相互間の投資勘定と資本勘定とを、および債権と債務とを相殺消去して作成する（原則第四ノ一）。

「規則取扱要領」に定める連結財務諸表の様式を示す（表1）。連結貸借対照表の表示方法は次の点を除いて、個別貸借対照表と同じである。

1. 関連会社（8頁参照）およびとくに非連結子会社に対する債権、債務または投資勘定は他の債権等と区別して表示し、または注記の方法により明瞭に表示する。
2. 「連結調整勘定」が資産または負債の部に表示され、「少数株主持分」が負債の部に表示される。

注1 連結の範囲に含める子会社（連結子会社）の決定について、大別して持株比率基準（majority ownership standard）と支配力基準（controlling influence standard）とがある。前者は議決権の過半数を実質的に所有している会社だけを連結子会社とする。後者は議決権の過半数を実質的に所有している会社のみならず、議決権の過半数を所有していなくても、その会社の財務および営業の方針に対して重要な影響を与えることができる会社をも連結子会社に含める。わが国では、判断の介入を避けるため、持株比率基準を採用している。

表 1
〇〇株式会社

連 結 貸 借 対 照 表

昭和×年×月×日
資 産 の 部

I 流動資産		
現金及び預金		× × ×
受取手形及び売掛金	× × ×	
貸倒引当金	<u>× × ×</u>	× × ×
非連結子会社及び関連会社受取手形及び売掛金	× × ×	
貸倒引当金	<u>× × ×</u>	× × ×
有価証券		× × ×
たな卸資産		× × ×
前 渡 金		× × ×
前 払 費 用		× × ×
その他の流動資産		<u>× × ×</u>
流動資産合計		× × ×
II 固定資産		
1 有形固定資産		
建物及び構築物	× × ×	
減価償却引当金	<u>× × ×</u>	× × ×
機械及び装置	× × ×	
減価償却累計額	<u>× × ×</u>	× × ×
.....	× × ×	
.....	<u>× × ×</u>	× × ×
土 地		× × ×
建設仮勘定		× × ×
その他の有形固定資産	× × ×	
減価償却累計額	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>
有形固定資産合計		× × ×
2 無形固定資産		
営 業 権		× × ×
その他の無形固定資産		<u>× × ×</u>
無形固定資産合計		× × ×
3 投資その他の資産		
投資有価証券		× × ×
非連結子会社及び関連会社株式		× × ×
非連結子会社及び関連会社出資金		× × ×
非連結子会社及び関連会社社債		× × ×
長期貸付金	× × ×	
貸倒引当金	<u>× × ×</u>	× × ×
非連結子会社及び関連会社長期貸付金	× × ×	
貸倒引当金	<u>× × ×</u>	× × ×
長期前払費用		× × ×
その他の投資その他の資産		<u>× × ×</u>

	投資その他の資産合計		<u>×××</u>
	固定資産合計		×××
III	繰延資産		
	創立費		×××
	開業費		×××
	新株発行費		×××
	社債発行費		×××
	社債発行差金		×××
	開発費		×××
	試験研究費		×××
	建設利息		<u>×××</u>
	繰延資産合計		×××
IV	連結調整勘定		<u>×××</u>
	資産合計		<u>×××</u>
	負債の部		
I	流動負債		
	支払手形及び買掛金		×××
	非連結子会社及び関連会社に対する支払手形及び買掛金		×××
	短期借入金		×××
	未払費用		×××
	負債性引当金		
	製品保証引当金	×××	
	賞与引当金	×××	
	<u>×××</u>	×××
	その他の流動負債		<u>×××</u>
	流動負債合計		×××
II	固定負債		
	社債		×××
	長期借入金		×××
	非連結子会社及び関連会社からの長期借入金		×××
	負債性引当金		
	退職給与引当金	×××	
	<u>×××</u>	×××
	その他の固定負債		<u>×××</u>
	固定負債合計		×××
III	連結調整勘定		×××
IV	少数株主持分		<u>×××</u>
	負債合計		×××
	資本の部		
I	資本金		×××
II	資本準備金		×××
III	利益準備金		×××
IV	その他の剰余金		<u>×××</u>
	資本合計		<u>×××</u>
	負債資本合計		<u>×××</u>

債権と債務

上述のごとく連結会社相互間の債権と債務とは、連結決算上相殺消去するのであるが、それは売掛金と買掛金、前渡金と前受金、貸付金と借入金などの確定金銭債権および債務を相殺消去するだけでなく、一方の会社の前払費用と他方の会社の前受収益、一方の会社の未収収益と他の会社の未払費用のうち、連結会社相互間の取引にもとづくものも相殺消去するのである。

5

借入金

連結会社が振出した手形を他の連結会社が銀行割引した場合には、連結貸借対照表上これを借入金に振替えることになっているので(注解9・2)、この額が連結貸借対照表上の借入金に含まれている。ただし、割引かれた手形債務は、当該企業集団からみれば、偶発債務ではなくて真正な金銭債務であるからである。

10

貸倒引当金

貸倒引当金は相殺消去された受取手形、売掛金、貸付金などに対する貸倒見積額について修正した修正後の額を貸借対照表に記載する(注解9・3)。

15

負債性引当金

負債性引当金のうち、連結会社への販売に対する品質保証引当金や返品調整引当金など連結会社を対象として引当てた引当金の額は相殺消去(相手科目は利益剰余金)してから貸借対照表に記載する(注解9・4)。

20

社債

連結会社が発行した社債を他の連結会社が一時所有の目的で取得した額は、後者の個別貸借対照表の流動資産の部の有価証券科目に計上されている。これは連結に当って、相殺消去しないことがある(注解9・5)

25

連結調整勘定

上述のごとく連結貸借対照表の作成に当って親会社の子会社に対する投資勘定とこれに対応する子会社の資本勘定とを相殺消去するのであるが、親会社の投資勘定の額が、この投資の結果子会社の資本勘定に占めるに至った親会社の持分額との間に差額がある場合がある。この差額を**投資勘定の消去差額**という。

30

この差額を連結貸借対照表に表示する科目が「連結調整勘定」である。

資産の部の連結調整勘定

親会社の投資勘定の額が子会社の資本勘定に占める親会社の持分額を超える場合、この超過額を**投資勘定の借方消去差額**という。この額は連結貸借対照表の資産の部の末尾に「連結調整勘定」という

35

大科目で記載する。

例1 甲会社が乙会社の株式を100%取得し、取得日の両社の貸借対照表は次の通りである。

乙会社			B/S			甲会社			B/S		
資	産	90	負	債	40	乙会社投資	75	負	債	60	
			資	本	金	20	その他資産	285	資	本	金
			剰	余	金	30			剰	余	金
合	計	90	合	計	90	合	計	360	合	計	360

乙会社の資本勘定50 < 甲会社の乙会社投資勘定75である。

甲会社		連結%	
資	産	375	負
			債
			100
			資
			本
			金
			200
連結調整勘定	25	剰	余
		金	100
合	計	400	合
			計
			400

投資勘定の借方消去差額の発生原因を分析した結果、例えば(ア)子会社の超過収益力を評価したことがその原因であることが明らかになった場合は、この差額を連結調整勘定には記載せず、無形固定資産の区分に「営業権」という科目で記載する。また(イ)特定の資産(たとえば土地)について子会社の帳簿価額とは異なる、より高い価額で評価したことが原因であることが明らかとなった場合は、当該資産科目(ここでは上記の土地)の金額にこの差額を加算し、連結調整勘定には計上しない(注解7.1)。

負債の部の連結調整勘定

親会社の投資勘定の額が、子会社の資本勘定に占める親会社の持分額を下廻る場合、この不足額を投資勘定の貸方消去差額という。この額は連結貸借対照表の負債の部の末尾に「連結調整勘定」という大科目で記載する。

例2 甲会社が丙会社の株式100%を取得し、取得日における両社の貸借対照表は次の通りとする。

丙会社			B/S			甲会社			B/S		
資	産	75	負	債	25	丙会社投資	35	負	債	60	
			資	本	金	70	その他資産	325	資	本	金
			欠	損	金	△20			剰	余	金
合	計	75	合	計	75	合	計	360	合	計	360

丙会社の資本勘定50 > 甲会社の丙会社投資勘定35 である。

甲会社		連結%	連結%			
資	産	400	負	債	85	
			連結調整勘定		15	
			資	本	金	200
			剰	余	金	100
合	計	400	合	計	400	

投資勘定の貸方消去差額の発生原因を分析した結果、例えば子会社の特定の資産についてその（子会社での）帳簿価額より低い価額で評価したことに原因していることが明らかとなった場合は、この差額を連結調整勘定に記載せず、当該資産の額からこの差額を差引く（注解7.1）。

連結調整勘定の相殺および償却費

消去差額が借方と貸方の双方に生じる場合は、これを相殺してその残高だけを連結調整勘定として記載することができる（注解7.3）。

連結調整勘定は每期均等額以上の償却をしなければならない（原則第四の2）。

連結調整勘定の金額が少額の場合には、他の科目に含めて記載することがある。その場合、当該科目および当該連結調整勘定の額を連結財務諸表に注記することになっている（規則40条3項）。

少数株主持分

子会社の資本を100%、親会社が出資しているのではない場合、子会社の資本勘定には他の株主の出資持分が含まれている。子会社の資本勘定のうち、親会社の持分に属しない部分を「少数株主持分」という。

子会社の資本勘定を構成する資本金および剰余金は、株式の持分比率により親会社に属する分と、少数株主に属する分とに分割する。そして親会社に属する部分の（資本金および剰余金の）金額は親会社の投資勘定と相殺消去し、少数株主に属する部分の金額は、連結貸借対照表の負債の部の末尾に「少数株主持分」という科目で記載する（注解8.1.2）。

子会社の欠損と少数株主持分

子会社の欠損も株式の持分比率により親会社に属する持分と少数株主に属する持分とに分割して負担させる（すなわち各々の持分額から差引く）。そしてもし少数株主に割当てられた欠損額が、少数株主持分の額を超える場合には、その超過額は親会社の持分に負担させる。この結果、連結貸借対照表上、少数株主持分は零となることはない。

その後、この子会社の業績が回復して利益が計上されるにいたったならば、この利益を以て親会社の負担してきた欠損を填補し終るまで、子会社の利益額は親会社の持分額のみに加算し続ける（原則第四.三.2）。

非連結子会社および関連会社に対する投資勘定

(注2)

非連結子会社および関連会社に対する投資勘定は、連結貸借対照表上、次に述べる持分法により計算した価額で記載するのが原則である（原則第四、五・1）。

持分法

持分法というのは、投資会社が被投資会社の自己資本および当期損益のうち、投資会社に帰属する部分の増減に応じて、その投資勘定を各年度毎に修正する方法である。

持分法を適用する場合の手続はおおむね次の通りである。

(1) 投資会社は、被投資会社への投資を、当初はその取得価額で記帳する。

(2) 投資の日以後における被投資会社の利益または損失のうち投資会社の持分に見合う額について投資額を増額または減額し、同時にこの増加額または減少額を投資会社の当期純利益の計算に含める。

(3) 前項(2)の計算を行う場合、連結会社と持分法を適用する会社との間の取引による資産に含まれる未実現損益を修正消去する。

(4) 被投資会社から配当を受け取った場合は、投資会社が受取った配当に相当する額を当該投資の貸借対照表計上額から減額する（注3）（注解10）。

連結剰余金

親会社が子会社の株式取得の日以後に生じた子会社の剰余金（の増加高）は株式の持分比率により親会社に属する分と、少数株主に属する分とに分割し、前者は**連結剰余金**として処理し、後者は少数株主持分に加算する（注解8・2）。

連結損益計算書

連結損益計算書は、親会社および子会社の個別損益計算書の収益、費用等の金額を基礎とし、連結会社相互間の取引高およびそれに伴う未実現損益を消去して、当期純利益を表示する

（原則第五の一）。

1. 連結会社相互間の商品の売買に伴う仕入高と売上高、受取利息と支払利息、受取賃貸料と支払賃借料などの収益と費用とは相殺消去する。

2. また例えば、期末の棚卸資産に連結会社からの仕入高が含まれていた場合は、その仕入高に含まれる売手会社の粗利益は連結決算上は未実現利益であるから、この額を売手会社の当期純利益から消去するとともに、当該棚卸資産から同じ額を消去する。期首の棚卸資産についてもこれに準じた消去修正を行う。

注2 関連会社とは、親会社および子会社が他の会社の議決権の $\frac{20}{100}$ 以上 $\frac{50}{100}$ 以下を実質的に所有し、かつ、親会社および子会社が人事、資金、技術、取引等の関係を通じて上記の「他の会社」の財務および営業の方針に対して重要な影響を与えることができる場合、当該「他の会社」を親会社の関連会社という（財務諸表規則第8条4項）。

注3 持分法は投資勘定を評価するひとつの方法である。これに対立する方法に原価法がある。原価法は取得後の被投資会社の剰余金の増減にかかわらず、当初の取得原価で投資勘定を評価し、被投資会社からの配当受取額を当期の営業外収益に計上する。

連結損益計算書の表示方法は個別損益計算書のそれと同一である。ただ純損益計算の区分に次の金額を加減して当期純利益を表示する。

- 利益に対する少数株主持分の額
- 連結調整勘定の当期償却額
- 持分法による投資損益

規則取扱要領に定める連結損益計算書の様式を表 2 に示す。

5

10

15

20

25

30

35

表 2
〇〇株式会社

連 結 損 益 計 算 書

自 昭和×年×月×日 至 昭和×年×月×日

I	売 上 高		
	商品及び製品売上高	× × ×	
	役 務 収 益	× × ×	× × ×
II	売 上 原 価		
	商品及び製品売上原価	× × ×	
	役 務 原 価	× × ×	× × ×
	売上総利益（又は売上総損失）		× × ×
III	販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		
	販 売 費	× × ×	
	一 般 管 理 費	× × ×	× × ×
	営業利益（又は営業損失）		× × ×
IV	営 業 外 収 益		
	受取利息及び割引料	× × ×	
	非連結子会社からの受取利息及 び割引料	× × ×	
	有価証券利息	× × ×	
	受取配当金	× × ×	
	× × ×	
	× × ×	× × ×
V	営 業 外 費 用		
	支払利息及び割引料	× × ×	
	非連結子会社への支払利息及び 割引料	× × ×	
	社 債 利 息	× × ×	
	× × ×	
	× × ×	× × ×
	経常利益（又は経常損失）		× × ×
VI	特 別 利 益		
	前期損益修正益	× × ×	
	固定資産売却益	× × ×	
	× × ×	
	× × ×	× × ×
VII	特 別 損 失		
	前期損益修正損	× × ×	
	固定資産売却損	× × ×	
	災害による損失	× × ×	
	× × ×	
	× × ×	× × ×
	税金等調整前当期純利益 （又は税金等調整前当期純損失）		× × ×
	法人税及び住民税額		× × ×
	少数株主損益		× × ×
	連結調整勘定当期償却額		× × ×
	持分法による投資損益		× × ×
	当期純利益		× × ×

表 3

〇〇株式会社

連 結 剰 余 金 計 算 書

自 昭和×年×月×日 至 昭和×年×月×日

I	その他の剰余金期首残高 (又は欠損金期首残高)	× × ×	
II	その他の剰余金増加高 (又は欠損金減少高)		
	× × ×	
	<u>× × ×</u>	× × ×
III	その他の剰余金減少高 (又は欠損金増加高)		
	利益準備金繰入額	× × ×	
	配当金	× × ×	
	役員賞与	× × ×	
	× × ×	
	<u>× × ×</u>	× × ×
IV	当期純利益 (又は当期純損失)	<u>× × ×</u>	
V	その他の剰余金期末残高 (又は欠損金期末残高)	<u>× × ×</u>	

連結剰余金計算書

連結貸借対照表の資本の部の「その他の剰余金」について、その当期における増減を示すため連結剰余金計算書を作成する。

「その他の剰余金」の増減は、親会社および子会社の損益計算書および利益処分に関する金額を基礎とし、連結会社相互間の配当授受額を消去して計算する。

連結剰余金計算書の表示方法は個別の剰余金計算書のそれと異なるところはない（表3）。なお、この計算書を連結損益計算書に接続して記載することができる。

連結財務諸表の注記事項

連結財務諸表には企業集団の経営成績および財政状態を判断するのに重要な事項を注記する。たとえば

1. 連結の方法

連結の範囲に含めた子会社、非連結子会社並びに持分法を適用した非連結子会社および関連会社に関する事項

2. 会計処理の原則および手続

連結会社相互間の未実現損益の消去の方法

3. 在外子会社等の財務諸表項目の換算方法 等。

設 問

1.(1) 「連結財務諸表は親会社が当該企業集団の財政状態および経営成績を総合的に報告するために作成する」（1頁25行）。具体的な取引例を示しなさい。

(2) 「もし少数株主に割り当てられた子会社の欠損額が少数株主の持分を超える場合、その超過額は親会社の持分に負担させる」（7頁30行）。その理由を述べなさい。

2. 連結調整勘定と連結剰余金とのちがいを述べなさい。

不 許 複 製

慶應義塾大学ビジネス・スクール

Contents Works Inc.